

# 猪名川町地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針

## I 方針策定の趣旨

この「猪名川町地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針」は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方及び業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

## II 運営上の基本的視点

- 1 センターは、猪名川町の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2 センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- 3 地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。
- 4 センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- 5 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

## III 運営について

### 1 運営体制

#### (1) 職員の職務

- ア センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、地域の特性に応じた事業運営に努める。
- イ 各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。
- ウ 自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。

#### (2) 職員の姿勢

- ア センター長は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員の業務が集中することなく業務の調整が図られるよう業務管理に努める。
- イ センター職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち業務を遂行する。
- ウ センター職員は、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。
- エ センター職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。

#### (3) 職員の資質の向上

- ア 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取組を積極的に行う。
- イ 職員の専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。

#### (4) 書類の整備

- ア 実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。
- イ 職員の変更等があった場合においても変更届出書を速やかに提出する。
- ウ 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

#### (5) 苦情対応

- ア センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに猪名川町に報告する。

#### (6) 緊急時の体制

- ア センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

#### (7) 個人情報の保護

- ア 個人情報の保護に留意し、情報管理等を適切に行う。

### 2 介護予防ケアマネジメント業務

#### (1) 二次予防事業対象者の把握

- ア 将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮する。
- イ 3職種それぞれが、さまざまな機会を捉えて、二次予防事業対象者の把握に努める。
- ウ 把握した二次予防事業対象者の個別性を重視し、継続的支援を行う。

#### (2) 介護予防ケアマネジメント

- ア 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。
- イ 事業参加状況、目標達成、適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行い、事業終了後も対象者に必要な支援を判断し、必要に応じたフォローアップを行う。

#### (3) 地域介護予防活動支援

- ア 地域において継続した介護予防が行えるよう、動機付けや活動の支援を行う。

### 3 総合相談支援業務

#### (1) 地域におけるネットワークの構築

- ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。
- イ ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、ネットワーク構築の重要性について、地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ウ 地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連結機能、支援機能、予

防機能が円滑に機能するため、センターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。

エ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に広がるよう意識した活動に取り組む。

オ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

カ サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

## (2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

ウ 把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取組を行う。

## (3) 相談業務

ア 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。

イ 関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努める。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

## (4) 困難事例

ア 困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、猪名川町担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

# 4 権利擁護業務

## (1) 権利擁護に関する啓発

ア 権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

## (2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、猪名川町担当課とも連携を図り、適切な対応を行う。

## (3) 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。

イ 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は猪名川町に報告し、町長申立てへつなげる。

## (4) 消費者被害防止

- ア 消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。
- イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

## 5 包括的・継続的ケアマネジメント業務

### (1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- イ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

### (2) 介護支援専門員に対する支援

- ア 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言、同行訪問等を行う。
- イ 地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ウ 地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- エ 個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

### (3) 事例検討会・研修会等の実施による支援

- ア 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。また、事例検討会、研修会等を開催する際には、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。
- イ 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

## 6 認知症高齢者及び家族への支援

- (1) 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- (2) 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- (3) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。